

福島県議会議長 太田 光秋 様

避難地域復興・創生等対策 特別委員会調査報告書

令和3年10月5日

避難地域復興・創生等対策特別委員長
吉田 栄光

目 次

I 調査事件	3
II 調査の経過	3
III 調査結果	3
1 避難地域復興・創生等対策について	3
(1) 本県の取組状況の調査	3
① 原発事故収束及び環境回復対策について	
ア 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進	
イ 除染等の推進	
ウ 廃棄物等の処理	
② 風評払拭対策について	
ア 風評払拭・風化対策の推進	
③ 復興・創生の推進等について	
ア 避難者の生活再建・帰還環境の整備	
イ 事業者・農林漁業者の再建	
ウ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成	
エ 第2期復興・創生期間以降の施策	
(2) 県内の取組状況の調査	27
① 東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉郡双葉町）	
② 道の駅なみえ（双葉郡浪江町）	
③ 株式会社 飯崎生産組合（相双農林事務所）（南相馬市）	
④ 東京電力福島第一原子力発電所（双葉郡大熊町・双葉町）	
⑤ 東京電力福島第二原子力発電所（双葉郡楡葉町・富岡町）	
⑥ 中間貯蔵施設（双葉郡大熊町・双葉町）	
⑦ 広野IGCCパワー合同会社（双葉郡広野町）	
(3) 参考人からの意見聴取	31
① 復興庁福島復興局長 生沼裕氏（令和3年3月16日）	
② 浪江町長 吉田数博氏（令和3年7月5日）	

(4) 提言等	33
◎ 帰還困難区域の復興・再生等について	
① 原発事故収束及び環境回復対策について	
ア 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進	
イ 除染等の推進	
ウ 廃棄物等の処理	
② 風評払拭対策について	
ア 風評払拭・風化対策の推進	
③ 復興・創生の推進等について	
ア 避難者の生活再建・帰還環境の整備	
イ 事業者・農林漁業者の再建	
ウ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成	
エ 第2期復興・創生期間以降の施策	
IV おわりに	42
避難地域復興・創生等対策特別委員会 委員名簿	43
避難地域復興・創生等対策特別委員会 調査事項	44
避難地域復興・創生等対策特別委員会 調査経過	45

本委員会に付託された事件について調査した結果は、次のとおりである。

I 調査事件

- 1 避難地域復興・創生等対策について
- 2 上記1に関連する事項

II 調査の経過

本委員会は、避難者の生活再建支援、帰還環境の整備をはじめ、避難地域の復興・創生等に向けた施策の強化に取り組むため、令和元年12月25日に設置され、これまで11回にわたり委員会を開催し、関係当局の説明を受けるとともに、復興に向けた取組や現地状況の調査を積極的に行ってきた。

III 調査結果

1 避難地域復興・創生等対策について

上記に関して、①原発事故収束及び環境回復対策について、ア：廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進、イ：除染等の推進、ウ：廃棄物等の処理、②風評払拭対策について、ア：風評払拭・風化対策の推進及び③復興・創生の推進等について、ア：避難者の生活再建・帰還環境の整備、イ：事業者・農林漁業者の再建、ウ：福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成、エ：第2期復興・創生期間以降の施策について調査を行った。

(1) 本県の取組状況の調査

① 原発事故収束及び環境回復対策について

ア 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進

【事業一覧】

- ・原子力安全監視対策事業
- ・緊急時・広域環境放射能監視事業
- ・原子力防災体制整備事業

◎主な調査内容

○原子力安全監視対策事業

(事業の内容)

原子力発電所の安全が確保されるよう、「廃炉安全監視協議会」や「廃炉安全確保県民会議」を開催するとともに、現地駐在職員を配置し、立入による状況確認を行ってきたほか、原子力対策監等による原子力規制委員会の会議への出席等を通じ、国及び東京電力の廃炉に向けた取組等を監視している。

また、廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう、国への要望活動等を実施するとともに、廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組について県民に情報提供を行っている。

令和2年度は、「廃炉安全監視協議会」を3回、「廃炉安全確保県民会議」を2回実施している。また、立入調査により廃炉に向けた取組やトラブルの対応状況などを確認しているほか、廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組を発信するため、インターネットによる情報発信のほか、取組等を分かりやすく解説した広報誌「廃炉を知る」を4回発行した。

○緊急時・広域環境放射能監視事業

(事業の内容)

原子力発電所周辺における影響監視を行うとともに、県全域において、空間線量率のモニタリング、環境試料の分析を幅広く行っている。

また、モニタリング結果については、福島県放射能測定マップ等に掲載するなど、県民へ迅速かつ分かりやすく情報提供を行っている。

令和2年度は原子力発電所周辺概ね30km圏内の空間線量率の測定、環境試料の核種分析を実施した。

また、県内全域を対象に移動サーベイによる空間線量率測定やプール、水浴場、日常食等の核種分析を実施した。

さらに、モニタリング結果をホームページやウェブサイト「福島県放射能測定マップ」に掲載し、迅速な情報提供を行った。

○原子力防災体制整備事業

(事業の内容)

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組等における不測の事態に備え、事故の教訓を踏まえた防災体制の充実・強化を図っている。

緊急時における国や市町村、関係機関との連絡手段を確保するための通信機器の維持管理、緊急時対応システム（モニタリング情報共有システム）の維持管理、原子力防災活動資機材の整備や維持管理、原子力防災業務従事者を対象とした緊急時対応研修、関係職員の対応力の向上や地域住民の意識向上のための原子力防災訓練等を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、他県の訓練に係る調査は見合わせたが、緊急時連絡網システムや関連機器等の維持管理等を行ったほか、原子力防災訓練を実施し、災害対策本部設置運営訓練や、川俣町山木屋地区の住民避難を想定した住民避難訓練を実施した。

イ 除染等の推進

【事業一覧】

- ・ 緊急時・広域環境放射能監視事業
- ・ 環境創造センター研究開発事業
- ・ 中間貯蔵施設対策事業
- ・ 市町村除去土壌搬出等支援事業
- ・ 県有施設等除去土壌搬出事業
- ・ 除去土壌搬出等推進体制整備事業
- ・ ため池等放射性物質対策事業
- ・ 森林環境モニタリング調査事業
- ・ 道路環境整備事業

◎主な調査内容

○中間貯蔵施設対策事業 (事業の内容)

国が実施する中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送・貯蔵等業務の安全確認を行い、結果の周知を図っている。

さらに、施設が立地する大熊町及び双葉町に職員（副課長）を駐在させ、地元の意向を踏まえ国との調整を行っている。

令和2年度は、環境創造センターと連携したモニタリング調査を91

地点で行い、輸送作業の確認を25回、施設内の貯蔵作業等の確認を30回行った。

○市町村除去土壌搬出等支援事業

(事業の内容)

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町村が除染実施計画を策定して実施する除去土壌等の適正保管や搬出等に関する経費を支援するほか、通学路や公園等の子どもの生活空間等の放射線量低減を図るための事業実施に係る経費を支援している。

令和2年度は、除去土壌等の搬出などを行う27市町村及び2一部事務組合に48,292,600千円を交付した。

○除去土壌搬出等推進体制整備事業

(事業の内容)

除去土壌等の搬出業務の設計積算の確認、発注及び施工管理に関する資料の整備・補完により、市町村の除去土壌等の搬出業務の円滑な発注や管理を支援している。

また、除染等の現状について、正しい情報を理解しやすい形で県内外に発信することにより、安心感の醸成とともに風評払拭を図っている。

令和2年度は、市町村発注支援事業として、市町村及び県管理施設の設計・積算の確認を120件実施したほか、資材単価の追補及び改正を行った。

○森林環境モニタリング調査事業

(事業の内容)

森林における放射性物質の状況と経時変化を把握するため、空間線量率や立木、土壌に含まれる放射性物質の調査・解析を行っている。

また、放射性物質が土壌に移行している状況を踏まえ、森林整備等による空間線量率の低減効果や広葉樹萌芽枝に含まれる放射性セシウム濃度の調査を行っている。

令和2年度は森林内空間線量率の継続調査を1,300箇所で行うとともに、立木、土壌等の放射性セシウム濃度調査を81箇所で行った。

また、間伐等の森林整備実施箇所における空間線量率の継続調査、

広葉樹萌芽枝に含まれる放射性セシウム濃度の継続調査、山火事跡地周辺の沢水に含まれる放射性セシウム濃度の継続調査を各2市町村で実施し、放射性物質抑制の効果を測定した。

○道路環境整備事業

(事業の内容)

除染実施区域のうち、除染基準を下回る地区の道路側溝堆積物の撤去及び処理を行っている。

令和2年度は、令和元年度繰越予算及び令和2年度予算により、6市町村で実施された。

ウ 廃棄物等の処理

【事業一覧】

- ・ 災害廃棄物処理基金事業
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業
- ・ 特定廃棄物埋立処分施設対策事業
- ・ 農業系汚染廃棄物処理事業
- ・ 放射性物質被害林産物処理支援事業
- ・ 下水汚泥放射能対策事業

◎主な調査内容

○放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業

(事業の内容)

放射性物質に汚染された廃棄物の処理を円滑に進めるために、産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）における安全確認調査として、排ガス、放流水等の放射能濃度検査を実施し、その結果を公表するとともに、放射線量を正確に測定するための測定機器、補助機器等の整備費用等を補助し、周辺住民の不安払拭を図っている。

令和2年度は、焼却施設等24施設において安全確認調査を実施したほか、分析機器整備の補助を3件、分析機器校正の補助を2件実施した。

○放射性物質被害林産物処理支援事業

(事業の内容)

製材工場等の事業者に対し、木材加工の工程で発生し工場敷地内等に滞留している放射性物質を含む樹皮（バーク）の処分や東京電力が賠償に応じていないバーク処理経費を支援している。

また、バークの事故前と同様の用途への利用再開や更なる利用拡大に向けた安全性の検証データの収集及び需要者や地域住民の安全・安心確保等の取組を支援している。

令和2年度は、貸付事業を7社に対して650,900千円実施し、補助事業は1社に対して30,280千円実施した。安全性検証事業においてはバークの燃料利用や農業資材等への利用に向けた各種データの計測や試験施工地の追跡調査等を実施した。

○下水汚泥放射能対策事業

(事業の内容)

県が管理する4つの流水下水道の終末処理場で汚泥等の放射能濃度を測定するとともに、汚染により増額となった汚泥の搬出・処分費用等を負担している。

令和2年度は、県北及び県中処理区で実施、また測定機器の校正は4処理区で実施した。

② 風評払拭対策について

ア 風評払拭・風化対策の推進

【事業一覧】

- ・チャレンジふくしま戦略的情報発信事業
- ・ふくしま復興促進連携事業
- ・ふるさと・きずな維持・再生支援事業
- ・東日本大震災・原子力災害伝承館整備等事業
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック関連復興推進事業
- ・チャレンジふくしま消費者風評対策事業
- ・チャレンジふくしま世界への情報発信事業
- ・福島県産加工食品の安全・安心の確保事業
- ・食品中の放射性物質対策事業

- ・水道水質安全確保事業
- (・福が満開福のしま観光復興推進事業)
- ・観光地域づくり総合推進事業
- ・観光情報総合発信事業
- ・教育旅行復興事業
- ・浜通り観光再生事業（令和3年度～）
- ・県産品振興戦略実践プロジェクト
- ・チャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業
- (・県産品デジタルマーケティング事業)
- ・県産品デジタルプロモーション事業
- ・「ふくしまプライド。」発信事業
- ・第三者認証GAP取得等促進事業
- ・ふくしまの恵み安全・安心推進事業
- ・農林水産物等緊急時モニタリング事業
- ・環境にやさしい農業拡大推進事業
- ・ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業
- ・米の全量全袋検査推進事業
- ・福島県産水産物競争力強化支援事業
- ・復興祈念公園整備事業

【注：上記事業一覧中、（ ）内の事業は令和3年度に改編した事業】

◎主な調査内容

○チャレンジふくしま戦略的情報発信事業

(事業の内容)

風評の払拭と風化の防止を図るため、市町村、国、民間企業及び関係部局等との共働により、復興の歩みを進める本県の姿や食と観光・県産品等の魅力や福島の今を広く発信するとともに、共感・応援の輪を拡大する取組を実施している。

令和2年度は、ふくしまから はじめよう。情報発信連携事業として、県内外イベントに広報ツールの提供等を9回行い、インパクト発信！福島の関心度向上事業として、県公式イメージポスター（「来て」「吞んで」等）の作成を行った。

国内外への正確な情報発信として、テレビ・新聞において情報発信

を行い、福島の実況と復興への取り組みを直接伝える事業では、オンラインによる講義等を行った。

ふくしまの実況と復興への取組を広く伝える事業では年11回にわたり全国紙に掲載する等新聞での情報発信を行ったほか、東日本大震災発生10年記録集を作成した。さらに、新しいスローガンである「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」を活用するとともに、知事会見ライブ配信や公式フェイスブックやインスタグラム等でのデジタル配信を行った。

○ふくしま復興促進連携事業

(事業の内容)

東日本大震災の犠牲者を追悼するとともに、復興に向けた意識の醸成や他県・他団体と連携した情報発信など、震災の風化防止と風評払拭に資する取組を行っている。

令和2年度は、3月10日～11日に県内9会場においてキャンドルナイトを実施するとともに、3月11日に東日本大震災追悼復興祈念式、3月14日にふくしま復興シンポジウムをオンライン配信も含めて開催した。

また、5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県）が連携して観光イベントや5県共同ホームページでのPRを行った。

○東日本大震災・原子力災害伝承館整備等事業

(事業の内容)

東日本大震災・原子力災害伝承館の整備、震災関連資料の収集・保管、スタッフのトレーニングを実施するとともに、施設の効率的な運営を行うため、管理運営を指定管理者に委託している。

また、県内外の小中高の児童・生徒が施設を活用して行う学習活動の支援に取り組んでいる。

令和2年9月20日に開館し、3月末現在で43,750人の入場者となった。学習活動の支援として、県内小中学校及び高等学校を対象に貸し切りバス代129件、入館料6,175人の補助を実施した。

○東京2020オリンピック・パラリンピック関連復興推進事業

(事業の内容)

本県で開催される野球・ソフトボールの競技開催の準備を加速化さ

せ大会を成功に導くとともに、オリンピックの力を本県の復興・風評払拭や地域振興・交流人口の拡大等につなげる取組を実施している。

令和2年度は、開催準備として23件の補助を行い、カウントダウンイベントとして、オリンピック等からのメッセージ配信等のカウントダウン企画を4回実施するとともに、オリンピック聖火リレーを3月25日～27日の3日間行った。

○チャレンジふくしま消費者風評対策事業

(事業の内容)

県外の消費者が不正確な情報や思い込みに惑わされることなく、自分の判断により食品の選択ができるよう風評払拭に資する取組を実施するとともに、市町村が行う風評対策に対して財政支援を行っている。

令和2年度は、首都圏等の消費者を県内に招聘するモニターツアー（オンラインツアー）を10回実施し250人が参加した。また、放射能物質低減の取組や放射能検査の状況等を説明するとともに、「ふくしまの今」を紹介するため、県外へ生産者等を講師として27回派遣した。

さらに、市町村が実施する風評対策事業を財政的に支援し、16市町村へ補助を行った。

○福が満開福のしま観光復興推進事業

(事業の内容)

東京2020オリンピック・パラリンピック大会や東北DCなどを捉え、日本酒、多様な食、ホープツーリズム等本県ならではの強みを生かした観光コンテンツの造成や魅力発信を行うとともに、地域主体の持続的な観光振興のため、素材の磨き上げに向けた支援を行う取組である。特に浜通りの再生に向けた魅力的なコンテンツ開発やプロモーション展開を図る取組を実施している。

令和2年度は、浜通り観光再生事業として、ガイドブックを作成、市町村魅力づくり支援事業として、市町村が行う観光誘客の取組に対する支援を行った。首都圏の旅行会社等への情報発信では、商談会や交流会等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症により首都圏旅行会社7社への訪問活動に変更し、SNS発信等によるPRを実施した。

テーマ別広域周遊観光促進事業では、ふくしまの酒をテーマにした観光ウェブサイトを制作し令和3年3月に公開、宿泊施設の飲み比べ

72プランを造成した。東北DCに向けたコンテンツ造成では、県内3箇所造成した。

○教育旅行復興事業

(事業の内容)

本県への教育旅行を誘致するため、誘致キャラバンや情報収集・発信を行うほか、県外の学校が教育旅行として県内で活動を行う際の必要な経費の一部を補助する。

令和2年度では、教育旅行の移動にかかるバス経費の一部を延べ683校へ補助するとともに、ふくしま教育旅行誘致促進事業では、18県に対しオンラインによる誘致活動を行った。教育旅行魅力発信強化事業では、県外の教育関係者を対象としたモニターツアーのほかオンラインホープツーリズムを13校に対して行った。合宿の里ふくしま復興事業では相馬、双葉地域を対象に合宿関係施設に関する受入体制を強化し、パンフレットやウェブサイトによる広域連携を図った。

○チャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業

(事業の内容)

風評払拭と本県のイメージ回復、震災の風化防止のため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」の管理運営を行うとともに、催事等の実施により「ふくしまの今」を効果的に発信する。

令和2年度は来館者数295,621人、売上368,045千円となり、催事出店件数は101回 季節に応じた催事は15回であった。県産品事業者のネット販売に対する支援として、192業者に対して送料支援を実施し、都内飲食店等に県産酒を延べ117件の配達を行った。県アンテナショップ等で利用可能なプレミアム付き商品券を53,000セット販売した。

○「ふくしまプライド。」発信事業

(事業の内容)

風評払拭と本県のイメージ回復を図るため、日本一となった「ふくしまの酒」や醤油・味噌など、本県が全国・世界に誇る県産品の魅力を「ふくしまプライド。」というメッセージを通して力強く発信し、販路の開拓・拡大、本県ブランド力の向上の取組を行っている。

「酒処ふくしま」発信事業として、国内向けにオンラインイベントや県産酒カタログの製作発行や全国新酒鑑評会入賞酒関係新聞広報等

を行い、海外向けにはニューヨークの酒販店と連携した販路拡大キャンペーン等を行った。

「ふくしまの酒」呑んで応援キャンペーン事業を令和2年9月～12月に実施し、約50,000本の売上を計上した。

県産味噌・醤油の知名度向上・販路拡大に向けたオンラインイベントや品質向上のための勉強会を行った。

○ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業

(事業の内容)

関係団体等と連携したトップセールス・フェア等による県産品の魅力発信や輸入規制を実施している国・地域等への正確な情報発信を通じた積極的な販路回復・拡大を行い本県農林水産業の復興を目指す取組である。特に、東京2020オリンピック・パラリンピック大会を絶好の好機と捉え、情報発信の強化と一層の販路拡大を図る取組である。

また、風評払拭と本県のイメージ回復を図るため、8回連続金賞受賞数日本一となった「ふくしまの酒」や「特A」獲得数4年連続日本一の米など、本県が全国・世界に誇る県産品の魅力を「ふくしまプライド。」というメッセージを通して力強く発信し、販路の開拓・拡大、本県ブランド力の向上の取組を行っている。

令和2年度は、「おいしいふくしま いただきます！」キャンペーンを実施し、量販店等でのトップセールス3回、県産米販売促進フェアを76店舗で実施した。また、令和3年度本格デビュー予定の「福、笑い」のブランド化の取組を行った。

「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売拡大支援事業として、市町村、民間団体、県域農業団体を対象に販売促進PR活動やGAPによる生産物PR等への支援を計158件実施した。

県産農産物輸出回復事業では、輸入停止や輸入規制措置を課している主要な国・地域に対し、県産農産物の安全性を積極的に発信するため、県産品のPR動画やモニタリング検査説明動画を発信した。また、香港での福島フェアを2回実施するとともに、国内在住海外メディア6媒体を対象にオンライン視察を実施した。

6次化商品販路拡大事業として、6次化商品共通ブランド「ふくしま満天堂」の取組により販路拡大や継続的な売り場づくりを支援し、令和3年3月31日現在、登録業者数65事業者、登録商品数241商品となった。

ブランド力向上！攻めの販路拡大対策として、県外量販店において、米、牛肉、GAP実践による農産物などの定番化に向けた販売コーナーを92店舗設置し、旬を捉えた販売フェアを675店舗で実施した。東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機とした販路拡大として、宿泊・飲食事業者等の産地視察を5回実施し、「GAP」PR動画を制作した。既存の民間オンラインストアと連携した販売促進キャンペーンを5回実施し、新規出店者の出店料助成を85件実施した。

○福島県産水産物競争力強化事業

（事業の内容）

第三者認証制度（水産エコラベル）の活用、高鮮度出荷体制の整備、大手量販店や外食産業への販路確保を支援し、県産水産物に競争力を付加し、風評を払拭する取組である。

令和2年度は、水産エコラベルを生産段階認証3件、流通加工段階認証12件を取得し、認証水産物等流通支援として、県産水産物の利用拡大のため、ふくしま応援企業等の社員食堂に約7万食の提供を支援した。

ふくしま水産物情報発信事業として、県産水産物の正確な水産物情報を国内外へ発信するため、首都圏によるテレビCM作成・放映を2回、YouTubeによる海外向け情報発信を1回行った。

○復興祈念公園整備事業

（事業の内容）

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的に、国が整備する国営追悼・祈念施設と一体的に整備する取組である。東日本大震災・原子力災害伝承館及び双葉町産業交流センターの隣接地に整備され、3施設の開所に伴い、にぎわいを取り戻す契機として期待されている。

令和2年度は、公園整備工事が進められ、令和2年9月20日伝承館開館と同時に芝生広場等隣接する約2.0haが供用開始し、11月7日には、上記3施設の合同開所式が行われた。

③ 復興・創生の推進等について

ア 避難者の生活再建・帰還環境の整備

【事業一覧】

- ・被災市町村に対する人的支援事業
- ・避難地域復興拠点推進事業
- ・ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業
- ・ふるさとふくしま交流・相談支援事業
- ・ふるさとふくしま情報提供事業
- ・母子避難者等高速道路無料化支援事業
- ・災害救助法による救助
- ・生活拠点コミュニティ形成支援事業
- ・避難者住宅確保・移転サポート事業
- ・避難市町村生活再建支援事業
- ・原子力賠償被害者支援事業
- ・被災地域生活交通支援事業
- ・避難地域鳥獣被害対策事業
- ・野生動物環境被害対策推進事業
- ・鳥獣被害対策強化事業(生活環境部)
- ・被災地介護サービス提供体制再構築支援事業
- ・双葉地域二次医療提供体制確保事業
- ・避難地域等医療復興事業
- ・避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業
- ・復興雇用支援事業
- ・復興まちづくり加速支援事業
- ・復興公営住宅整備促進事業
- ・復興公営住宅入居支援事業
- ・応急仮設住宅維持管理事業
- ・帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業
- ・福島県ふるさと帰還に向けた住宅調査支援事業
- ・住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業
- ・被災児童生徒等就学支援事業
- ・復旧・復興の基盤づくりのための教員配置

◎主な調査内容

○避難地域復興拠点推進事業

(事業の内容)

避難地域12市町村において計画されている復興・再生・帰還を推進するための復興拠点づくりにおいて、福島再生加速復興化交付金等既存の国庫補助制度等の対象とならない事業を支援する取組である。

令和2年度は、健康づくり支援拠点整備事業（檜葉町）、富岡駅前整備事業（富岡町）、ワイン醸造施設整備事業、町分地区再生賃貸住宅整備事業（川内村）、木材製品生産拠点施設整備事業（浪江町）、野行地区交流施設整備事業（葛尾村）に交付率10/10以内で交付を行った。

○ふるさとふくしま交流・相談支援事業

(事業の内容)

東日本大震災及び原発事故により避難した県民に対して、民間団体と連携した交流の場の提供や相談事業などの各種事業を実施することで、個別の課題の解決を図り避難者の帰還や生活再建に結び付ける取組である。

令和2年度は、生活再建支援拠点を全国26箇所に設置し、県外避難者への戸別訪問や相談対応等を行う復興支援員を9都県に計49人配置した。県内外で避難者に対する相談、見守り、交流の場の提供等を行う県外48団体及び県内49団体へ補助を行った。

○ふるさとふくしま情報提供事業

(事業の内容)

東日本大震災及び原発事故により避難した県民に対して、ふるさとの情報を提供し、ふるさととの絆を保つ取組である。

令和2年度は、県外の公共施設等約350箇所に週2回地元紙（福島民報、福島民友）を送付したほか、避難している約32,400世帯に月1～2回自治体の広報誌等を戸別送付した。福島復興への動きや避難者支援の取組などを掲載した「ふくしまの今が分かる新聞」を発行し、避難世帯約32,400世帯及び避難先自治体等約1,800箇所に送付した。

○生活拠点コミュニティ形成支援事業

(事業の内容)

復興公営住宅にコミュニティ交流員を配置し、復興公営住宅入居者同士や周辺の避難者、受入自治体住民との交流活動の支援を行い、コミュニティの維持・形成を図る取組である。

令和2年度は、42名のコミュニティ交流員を配置し、交流活動の支援、自治体活動運営のサポート、年間35回発行される広報誌によるコミュニティ活動に関する情報提供や団地からの相談対応を行った。

○原子力賠償被害者支援事業

(事業の内容)

東京電力福島第一原子力発電所事故による被害者を対象に弁護士による法律相談等による円滑な賠償請求の支援に取り組んでいる。

令和2年度は、県や市町村等からの原子力損害賠償に係る法令解釈等に関する弁護士相談を17件、弁護士による電話相談を50回36件、職員による問い合わせ対応を308件を実施した。また、県弁護士会及び県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士による相談を6回7件、不動産鑑定士による個別相談を1回1件実施した。

○避難地域鳥獣被害対策事業

(事業の内容)

避難地域においては、イノシシ等の野生動物により、住民が不在となっている住居や住宅周りの掘り返し等の被害が発生し、住民の帰還や地域コミュニティ再構築の大きな阻害要因になっている。このため、安全・安心な生活環境の整備と地域コミュニティの再構築に向け、市町村の鳥獣被害対策が円滑に実施されるように支援する取組である。

令和2年度は、富岡町に駐在する鳥獣被害対策支援員を6名配置し、イノシシ等鳥獣被害対策に関する避難12市町村鳥獣被害対策会議を開催するとともに、イノシシの侵入経路にあたる河川敷の竹林の伐採・伐根を実施した。

○避難地域等医療復興事業

(事業の内容)

避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるため、「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療提供体制の再構築を推進する取組である。

令和2年度では、警戒区域で医療を再開・開設、運営する場合の施設・設備経費の補助において13件465,391千円の交付決定、同区域内で地域に必要な医療を提供する場合の運営経費の補助において15件293,740千円の交付決定を行った。相双地域に帰還した住民等の安心を確保するために開設された「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」等の運営経費を2件243,543千円の交付決定を行った。

近隣地域医療提供体制整備事業として、透析医療の設備整備等経費1件21,193千円、周産期医療の施設整備等経費1件6,666千円の交付決定を行った。

避難地域薬局運営補助事業として、震災後再開していない薬局の再開等に向け必要となる運営費1件10,681千円の交付決定を行った。

医療情報連携基盤整備事業として、避難地域及び近隣地域の病院に電子カルテ等の整備や「キビタン健康ネット」に接続するための設備整備を支援するため2件121,664千円の交付決定を行った。

イ：事業者・農林漁業者の再建

【事業一覧】

- ・福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業
- ・原子力災害被災事業者事業再開等支援事業
- ・原子力災害被災地域創業等支援事業
- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
- ・官民合同チーム等による被災事業者への支援
- ・中小企業等復旧・復興支援事業
- ・福島県営農再開支援事業
- ・被災地域農業復興総合支援事業
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業
- ・避難農業者経営再開支援事業
- ・農業次世代人材投資事業
- ・鳥獣被害対策強化事業（農林水産部）
- ・農家経営安定資金融通対策事業（復興）
- ・農業近代化資金融通対策事業（復興）
- ・漁場復旧対策支援事業
- ・経営構造改善事業

- ・ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
- ・ 復興基盤総合整備事業
- ・ ふくしま森林再生事業

◎主な調査内容

○原子力災害被災事業者事業再開等支援事業

(事業の内容)

被災12市町村で被災した中小企業・小規模事業者の事業再開を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、12市町村内で事業再開する場合や原子力災害後休業していた者等が12市町村外で事業を行う場合等の必要な経費の一部を補助する取組である。

令和2年度は、116件の交付決定を行い、621,265千円を交付して被災事業者を支援した。

○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

(事業の内容)

東日本大震災及び原発事故により甚大な被害を受けた中小企業の事業再開に向け、中小企業等グループが作成し、県が認定した復興事業計画に基づき行う一体的な復旧・復興事業に対し経費の一部を補助する取組である。

令和2年度は56件の交付決定を行い、1,358,245千円を交付して被災事業者を支援した。

○官民合同チーム等による被災者事業者への支援

(事業の内容)

(公財)福島相双復興推進機構を中核とした国、県、民間で構成する福島相双復興官民合同チームが、被災12市町村の復興再生、事業者の事業再開のために事業者を訪問・相談支援等を行う取組である。

平成27年8月～令和3年3月末現在、累計で総訪問件数は約50,000件、約1,400者に対してコンサルタントによる支援を行っている。

令和2年度は、商工労働部職員10名、農林水産部職員1名の派遣を行った。

○福島県営農再開支援事業

(事業の内容)

原発事故により、農産物等の生産断念を余儀なくされた避難地域等において、営農再開できることを目的に農地等の保全管理、作付・飼養実証、農地を管理耕作するための受託管理、農業機械の導入等の市町村が実施する事業への支援、先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた団体への支援等の環境整備のための取組に対して幅広く支援している。

令和2年度は、主な取組としては、除染後農地等の保全管理に関して6市町村に270,538千円を交付、鳥獣被害防止緊急対策に関して11市町村に335,693千円を交付、営農再開に向けた作付・飼養実証に関して県が30,295千円、避難農家の受託農地管理に関して9市町村380,523千円の交付、先端技術を活用した大規模な営農再開拠点構築に関して4団体101,421千円の交付を実施した。

○被災地域農業復興総合支援事業

(事業の内容)

被災市町村が被災農業者等に貸与する農業用施設・機械の整備に要する経費を補助する取組である。

令和2年度は5市町村、10事業、1,042,131千円の交付を行った。

○原子力被災12市町村農業者支援事業

(事業の内容)

被災12市町村における農業再生を進めていくために避難した農業者が帰還して営農を再開するのに必要な初期経費等の一部を補助する取組である。

令和2年度は10市町村、165事業、1,425,514千円の交付を行った。

○鳥獣被害対策強化事業（農林水産部）

(事業の内容)

市町村等における効果的な鳥獣被害対策及びイノシシ等捕獲を支援指導を行い農作物等の被害防止を図るとともに、地域ぐるみで取り組む総合的な対策や鳥獣被害対策の専門的な知識を有した市町村リーダーの育成を支援する取組である。

令和2年度はイノシシ等の有害捕獲のほか、被害防止施設等の整備

を行うとともに、浪江町に1名の市町村リーダーを配置した。

○漁場復旧対策支援事業

(事業の内容)

漁場の機能を再生するために震災により漁場に堆積した建物等の破片を回収する漁業者グループを支援し、回収困難なコンクリート片等は専門業者へ委託し回収を行う取組である。

令和2年度は、100.9トンの漁場堆積物を除去した。

○共同利用漁船等復旧支援対策事業

(事業の内容)

震災により多数の漁船が甚大な被害を被ったため、漁業協同組合等が行う共同利用に供する漁船の建造、中古船の購入、漁具の購入に補助を行う取組である。

令和2年度は、相馬双葉漁業協同組合及びいわき市漁業協同組合に対して25件75,677千円の補助を行った。

○復興基盤総合整備事業

(事業の内容)

津波被災地域及び避難地域12市町村において農業の速やかな復興・再生に向け効率的な営農を図るために大区画ほ場の整備や農地・農業用施設等を整備する取組である。

令和2年度は、大区画ほ場の整備を30地区5,142,513千円を実施のほか、農業再開のための用水路等の整備を行った。

また、復興基盤実施計画の策定を7地区で実施した。

ウ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成

【事業一覧】

- ・福島イノベーション・コースト構想推進事業
- ・チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業
- ・スマートコミュニティ支援事業
- ・水素エネルギー普及拡大事業

- ・再生可能エネルギー復興支援事業
- ・「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業
- ・ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業
- ・福島イノベーション・コースト構想産業集積推進事業
- ・航空宇宙産業集積推進事業
- (・廃炉関連産業マッチング促進事業)
- ・廃炉関連産業基盤構築事業
- ・地域復興実用化開発等促進事業
- ・福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業
- ・再エネ関連産業産学官連携・販路拡大促進事業
- ・福島新エネ社会構想等推進技術開発事業
- ・未来を担う再エネ人材交流・育成事業
- ・イノベーション創出プラットフォーム事業
- ・浜通り地域等医療・福祉機器導入モデル事業
- ・ロボットテストフィールド整備等事業
- ・チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業
- ・福島イノベ構想推進産業人材育成・確保事業
- ・テクノアカデミーにおけるイノベ人材等育成事業
- ・農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業
- ・先端技術活用による農業再生実証事業
- ・先端技術活用による水産業再生実証事業
- ・福島イノベーション人材育成支援事業
- ・福島イノベーション人材育成実践事業

【注：上記事業一覧中、（ ）内の事業は令和3年度に改編した事業】

◎主な調査内容

○福島イノベーション・コースト構想推進事業

(事業の内容)

福島イノベーション・コースト構想実現のため、国、県、市町村、大学・研究機関、企業等との連携強化を一層推進するとともに、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構と密に連携し、各種事業を実施する取組である。

令和2年度は、推進本部開催のほか、イノベ地域の就業や定住につ

なげるために、SNS等を活用した「Hama Tech Channel」を運営し人材確保に向けた情報発信を実施した。

また、全国の大学等有する福島復興に資する知「復興知」について23件採択し、「福島復興学ワークショップ in 浪江」を開催した。

○チャレンジふくしま再生可能エネルギー普及拡大事業

(事業の内容)

本県を再生可能エネルギー先駆けの地とするため、地域と共生する再生可能エネルギー事業をステージに応じて支援し、家庭や地域における導入を促進する取組である。

令和2年度は、一般家庭における太陽光発電設備等の導入を支援したほか、「再エネ先駆けの地」理解促進事業として、Jヴィレッジでの再エネ設備のPRを行った。

また、県産再エネブランド化に向けたマッチングモデルを構築する調査を行った。

○水素エネルギー普及拡大事業

(事業の内容)

福島新エネ社会構想の柱の1つである「水素社会実現モデル構築」に向けて、県内における水素ステーションの導入、燃料電池自動車(FCEV)等の導入推進を図るとともに、県有施設等に設置した水素利用設備を活用し、水素エネルギーの普及拡大に向けたPRを行う取組である。

令和2年度は、燃料電池自動車の導入補助のほか、県産水素利活用PR事業として、Jヴィレッジ等に設置した定置式燃料電池を活用した水素エネルギーの普及啓発を行った。

また、燃料電池自動車「新型MIRAI」を公用車に導入し、水素エネルギーのPRを実施した。

○再生可能エネルギー復興支援事業

(事業の内容)

避難解除区域や阿武隈山地・沿岸部等における再エネ発電設備や共用送電線等の導入に対する補助を行う取組で、令和2年度は再エネ発電設備の導入支援12件、再エネ導入拡大に向けた調査委託事業3件の補助を実施した。

○ICT等を活用した介護現場生産性向上支援事業

(事業の内容)

介護職員の確保が厳しくなる中、離職防止と定着促進を図るとともに、人材不足を補うため、介護ロボット導入による労働負担の軽減や効率化など、介護現場における生産性向上を支援する取組である。

令和2年度は、(一財)ふくしま医療機器産業推進機構へ委託し、HAL、マッスルスーツの導入補助及び人材育成支援を実施した。

○福島イノベーション・コースト構想産業集積推進事業

(事業の内容)

(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構に事業委託し、東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生を図り、本県の社会経済の発展に向けプロジェクトの推進を図るもので、企業誘致セミナーを開催するとともに、企業立地に向けたコーディネートを行う取組である。

令和2年度は、リモートを含めた企業立地セミナーを東京都で実施するほか、企業等へ出向き本県の立地環境の優位性や将来像をPRする出前講座を6回開催、福島イノベーション・コースト構想対象地区と浜通り地域15市町村の立地環境の動画を作成し、公開した。

また、企業立地コーディネート事業として、15市町村へ現地案内や見学ツアーを開催した。

○航空宇宙産業集積推進事業

(事業の内容)

今後成長が期待される航空宇宙産業の集積に向け、専門家派遣による認証取得支援や各種研修及び設備整備補助、取引拡大支援として商談会出展支援等を行う取組である。

令和2年度は、11月27、28日にビッグパレットふくしまで「航空宇宙フェスタふくしま」を開催したほか、取引拡大事業として、航空機部品の一貫生産に関する集合研修や技術交流会を開催した。

○廃炉関連産業マッチング促進事業

(事業の内容)

福島イノベーション・コースト構想の重点分野である廃炉関連産業

の将来的な集積を図るため、地元企業の参入を促進するマッチングスキームの構築及びマッチング会の開催等を行う取組である。

令和2年度は、登録企業が浜通り69社、県全体で114社となり、元請企業側の発注案件等に対し、受注を希望する地元企業とのマッチング会を2回開催し、浜通り企業19社、県全体で28社が参加した。

また、廃炉の現状の理解のための現地見学会である廃炉スタディツアーを2回開催した。

○福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業 (事業の内容)

福島イノベーション・コースト構想の重点分野である実用化開発プロジェクト等を中心に、経営・技術的な知見を有する人材を配置し、各種課題の抽出・解決を図るとともに、経営戦略の構築・見直し及び地元企業とのマッチング等を進め、事業化に向けた伴走支援を行う取組である。

令和2年度は、事業化支援としては、138件のヒアリングを実施、集中支援を5件、短期支援を21件行った。人材確保支援としては、会津大学等へ福島イノベーション・コースト構想全体の認知度を上げるためのデモイベントやオンライン企業説明会等を実施した。

環境・リサイクル関連産業推進事業として、産学官ネットワーク形成とリサイクルに関する研究開発のために設置されたふくしま環境・リサイクル関連産業研究会で研究会を2回開催し、太陽光パネルやリチウム電池のリサイクルを検討した。

○ロボットテストフィールド整備等事業 (事業の内容)

福島ロボットテストフィールドについて指定管理者による運営を行うとともに、施設の利活用に向けた広報等を行う取組である。

令和2年度は、全体開所式を9月12日に開催し、活用件数151件、来訪者数は約16,800人となった。

また、入居企業等の事業化支援、ビジネスマッチング、販路開拓支援を行った。

○テクノアカデミーにおけるイノベ人材育成事業 (事業の内容)

テクノアカデミーにおいて、学生及び一部企業の在職者へ教育訓練を実施することにより、ロボット関連産業、再生可能エネルギー関連産業について、福島イノベーション・コースト構想の推進に資する人材を育成する取組である。

令和2年度は、2つの学科の訓練内容を見直しし、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成に力を入れて訓練を実施した。

また、10月17日に県内若年者を対象に福島ロボットテストフィールドを会場にフェアを開催し、来場者数は約500人であった。YouTubeによるライブ配信も行った。

○農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業

(事業の内容)

浜通り地域の農林水産業の復興再生を図るため、ICTやロボット技術などの開発・実証を進めるとともに先端技術や新たな情報を発信するセミナー等を開催する取組である。

令和2年度は、ブロッコリーの花蕾の大きさを自動判別して収穫できる野菜収穫ロボット開発実証事業や和牛においてAIを活用し枝肉となった際の肉質を推定する技術を開発するICT活用による和牛肥育管理技術開発事業等が実施された。

また、先端農林水産技術普及啓発事業として、実際に見て触れる体験型の展示会を富岡町、いわき市で開催した。

○福島イノベーション人材育成実践事業

(事業の内容)

福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、構想を担う人材育成が求められるため、地域企業等と連携したイノベティブな教育プログラムを継続し、チャレンジ精神を持って福島県の復興・創生に貢献する人材の育成に取り組むものである。

令和2年度は、トップリーダー人材育成事業として、磐城高校、相馬高校、原町高校にタブレットを220台整備するとともに、外部講師による講演等を実施し、キャリア教育の充実を図った。また、工業人材育成事業では、平工業高校、勿来工業高校に先端加工機等を整備するとともに、農業人材育成事業においても、相馬農業高校、磐城農業高校、いわき海星高校に農水産業分野の先端的設備を整備し、先進地の見学実習などによるキャリア教育を進めた。

エ 第2期復興・創生期間以降の施策

(該当事業なし)

(2) 県内の取組状況の調査

令和2年11月9日から11日にかけて、避難地域において、県内調査を実施した。

① 東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉郡双葉町）

(令和2年11月9日調査)

【調査目的：伝承館の整備・運営状況について】

令和2年9月に開館した「東日本大震災・原子力災害伝承館」は、災害の記録と記憶を広く伝えるとともに、復興に向けて力強く進む福島県の姿や、これまで国内外からいただいた御支援に対する感謝の思いを発信するための施設である。

福島イノベーション・コースト構想における情報発信の起点と位置づけられ、修学旅行や被災地を訪ねる「ホープツーリズム」の新たな拠点としても期待される。隣接地には復興祈念公園が整備される予定である。

資料総数は約24万点あり、現在展示している資料はその一部の170点程度である。来館者の意見も取り入れながら順次入れ替えていく考えである。また、特定のテーマにスポットを当てた企画展示を行うなどして活用していく予定である。

さらに、調査・研究事業については、令和3年度から本格的な調査・研究を行っていきたいとの方針が示されている。

② 道の駅なみえ（双葉郡浪江町）（令和2年11月9日調査）

【調査目的：地域振興施設の取組状況について】

国、県、浪江町が地域振興施設を整備したもので、駐車場台数は小型車103台、大型車22台、身障者用3台の予定である。

令和2年8月にフードコートや地場産品を扱う産地直売所、会議室、休憩室などが開業し、復興の現状や町の魅力を発信している。

令和3年3月には、酒蔵や大堀相馬焼の窯場を備える「地場産品販

売施設」も開所、グランドオープンを果たした。

設置されているEV充電設備やCEMS（Community Energy Management System）設備等は電気料が格安になることや停電時にEVからの給電により避難拠点として活用できる。

③ 株式会社 飯崎生産組合（相双農林事務所）（南相馬市）
（令和2年11月9日調査）

【調査目的：営農体制の整備について】

避難地域の営農再開を加速化させるため、ハード・ソフトの施策を集中的に投入して成果を他地区に波及させるモデル地区として位置づけられている。

ほ場整備を行い、スマート農業技術、省力化技術を導入、法人化などの営農体制の整備、鳥獣被害防止対策の実施などの総合的な生産環境の整備・支援を行っている。

相双地方においては県外又はいわき市や中通りからの通勤農業者が多いため細かな管理が必要な作物（キュウリ、トマト等）は厳しいことから、外食業務用やドレッシングの原料として価格が安定し、取り組みやすいタマネギを取り入れている。本県の作型に合わせる必要があるとあり、所得に結びつける大面積の経営が課題である。

④ 東京電力福島第一原子力発電所（双葉郡大熊町・双葉町）
（令和2年11月10日調査）

【調査目的：廃炉に向けた取組について】

福島第一原子力発電所は、国と東京電力株式会社により廃炉作業が進められているが、これまでサブドレンの運用開始や海側遮水壁の完成など一定の前進があったものの、一部の汚染水漏れや2021年に開始予定の燃料デブリの取り出しなど廃炉への道筋には技術的に困難な課題が多い。

さらに、原発事故から10年が経過し、施設全体の経年劣化が懸念される。

また、ALPS処理水の処分等の対応について、国において令和3年4月に原子力規制委員会が処分方法の一つとして示されていた海洋放出が決定したが、県内市町村議会や各種団体から多数の反対や慎重な対応を求める意見書が提出されるなど、課題がある。

燃料デブリは、2号機を初号機として来年中に取り出しを開始する予定であり、今後スケジュールをしっかりと定めていくことが必要である。

なお、使用済燃料については、1～6号機の全てについて2030年頃までにはある程度の目途をつけることとなっており、2030年以降、1号機における燃料デブリの取り出しの傾注期間になる。

⑤ 東京電力福島第二原子力発電所（双葉郡櫛葉町・富岡町）

（令和2年11月10日調査）

【調査目的：廃炉に向けた取組について】

福島第二原子力発電所は、震災による津波で海水ポンプが損傷を受けたが、原子炉冷却を進めながら海水ポンプを復旧、平成23年3月11日～15日に冷温停止状態となった。

平成27年3月には、3号機原子炉内の燃料を使用済みプールに移動し、全ての原子炉から燃料の移動を完了した。

令和元年7月、東京電力は廃炉を正式決定し、令和2年5月、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会に「廃止措置計画認可申請書」が提出された。

今後、原子力規制委員会の審査を受け、廃止を進めていく予定である。

新型コロナウイルス感染症対策としては、入社前検温、構内に入る前に正門で再度の検温、マスク着用、手洗いの励行を継続して実施し、これまで感染者は出ていないが、今後万が一感染者が出た場合でも速やかに体制を立て直せるよう、所員全体を3班に分け、うち1班をテレワークにしている。

感染者が出た際は速やかに公表する予定である。

⑥ 中間貯蔵施設（双葉郡大熊町・双葉町）（令和2年11月11日調査）

【調査目的：除染による除去土壌等の保管管理について】

福島県内の除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等（以下、「除去土壌等」という。）は、国の責任で処分することとされ、最終処分までの間、国が集中的に管理、貯蔵するための施設として中間貯蔵施設が設置された。

中間貯蔵施設の面積は16km²で、東京電力福島第一原子力発電所周辺

の大熊町・双葉町に整備され、除去土壌や10万Bq/kgを超える特定廃棄物を保管することになっており、運び込まれる除去土壌等は、約1400万m³と推計されている。国は、令和3年度末までに県内の仮置場にある除去土壌等の概ね搬入完了を目指している。

除去土壌等の最終処分については、平成26年の中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）の改正により、「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする」とされた。

県外搬出後の跡地利用の問題も含め今後の展開については、他省庁と協力し、責任を持って取り組むとのことであった。

⑦ 広野 I G C C パワー合同会社（双葉郡広野町）

（令和2年11月11日調査）

【調査目的：石炭ガス化複合発電設備の整備状況について】

I G C C（Integrated coal Gasification Combined Cycle）とは、石炭をガス化し、複合発電設備（コンバインドサイクル）と組み合わせることにより、従来型石炭火力よりも高効率で発電するシステムである。

この事業は、I G C C 設備を福島で世界に先駆けて運転し、経済復興や雇用回復・創出に役立てるとともに、エネルギー・環境問題に貢献するクリーンコール技術で世界を牽引していくことを目指している。

事業主体である広野 I G C C パワー合同会社は、福島復興に向けた世界最新鋭の石炭火力発電所を建設・運営する事業会社として、三菱商事パワー（株）、三菱重工業（株）、三菱電機（株）、東京電力ホールディングス（株）の出資により、平成28年8月に設立された。

広野町に出力543MWの I G C C プラントが平成30年4月に起工され、令和2年7月の試運転を経て、令和3年9月に運転開始予定である。

(3) 参考人からの意見聴取

令和3年3月16日に開催した第7回委員会及び7月5日に開催した第9回委員会において、委員会の議論を深めるため、参考人を招致し意見聴取を行った。

① 復興庁 福島復興局長 生沼 裕 氏

(令和3年3月16日 第7回委員会において招致)

国においては、令和元年12月に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、原子力災害被災地域においては、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組み、当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととされ、また、5年目に事業全体のあり方を見直すこととされた。

令和2年7月に「令和3年度以降の復興の取組について」国の復興推進会議で決定され、第2期復興・創生期間における主な取組、事業規模等が定められた。

令和2年度で復興・創生期間が終了することから、復興庁から上記の参考人を招致し、本委員会の調査内容「復興・創生期間後の施策」を中心に説明を求め、意見を聴取した。

参考人からは、令和3年3月9日に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定が閣議決定されたことから、「復興・創生期間後の施策について」をテーマに第2期復興・創生期間以降の事業方針とともに移住・定住等の促進や国際教育研究拠点についての説明があった。

○ 浪江町長 吉田 数博氏

(令和3年7月5日 第9回委員会において招致)

浪江町は、「浪江町復興計画【第一次】」により復興に取り組み、平成29年3月に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除され、同時期に、「浪江町復興計画【第二次】」を策定、同年4月には役場機能が戻り、生活環境の整備が進められてきた。

同年12月には、帰還困難区域のうち、津島地区、室原地区及び末森地区が特定復興再生拠点区域（以下、「復興拠点」という。）に認定され、国によりインフラ復旧や除染・家屋解体等を一体的に進められており、令和5年3月に避難指示解除を目指している。

町では、復興拠点を第1ステージとし、第2、第3ステージを経て帰還困難区域全体の復興を目指している。参考人が会長を務める「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」では、帰還困難区域のうち復興拠点外の避難指示解除方針を6月末までに示すよう要望している。

住民の帰還及び復興・再生に向けた取組を進める上での課題について、「特定復興再生拠点区域外の復興再生への課題について」をテーマに、浪江町の現状や住民の意向を中心に意見を聴取した。

参考人より、浪江町全体の8割がはまだ帰還困難区域のままで、そのうち復興拠点として避難指示解除の見通しが立っている地域は約3.6%に過ぎず、帰還困難区域の2,795人のうち、1,900人が復興拠点外の住民であるとの説明があった。

また、住民意向調査では戻りたいと考えている割合は10.8%であるが、帰還困難区域で戻りたいと考えている割合は15.6%と全体より高くなっているとの説明があった。

また、課題としては帰還困難区域に対する国の政策は十分でないと感じており、復興拠点外の避難指示解除に向けた方針が明示されないため住民が不安を募らせていること、復興拠点外の荒廃が進み放置できない状態になっていること、復興拠点内外の住民格差等が生じている等の問題があり帰還困難区域への手厚い施策を求める意見があった。

また、除去土壌等の最終処分地の選定を早期に行い移住・定住政策を進める5町村の復興・再生の妨げにならないように求めるとの意見もあった。

これに対し、委員からは、避難地域の復興・再生のためには、復興拠点だけでなく帰還困難区域全体がしっかりと再生されなければならない、国はタイムスケジュール等今後の方針を明確に示すべきであるとの意見があった。

(4) 提言等

本委員会調査の間に、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の発生から節目となる10年を迎えたが、本県の復興はいまだ途上にある。新しく施設が整備され、帰還環境の整備が進んでいる一方で、帰還困難区域を抱えた町村では、特定復興再生拠点区域を中心にまちづくりが進められている。特定復興再生拠点区域外については、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和3年8月31日原子力災害対策本部・復興推進会議）が政府において決定されたところであり、施策の具体化や残された課題の解決を求めていく必要がある。

また、復興が進んでいる市町村でも、避難者の帰還は震災以前には戻っていないのが現状であり、より一層住民や自治体の声に耳を傾けるとともに、これまで進められてきた事業についても検証する必要がある。

国においては、令和3年3月で復興・創生期間が終了し、第2期復興・創生期間以降における復興の基本方針が示された。帰還困難区域については、「長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・創生に責任を持って取り組む」との決意が示されており、復興の促進を粘り強く国に求めていく必要がある。

また、本年4月にALPS処理水の海洋放出が決定された。これまで以上の風評払拭対策が必要であり、国に対しては、より具体的な説明を県民のみならず国民全体へ行うことを強く求めるべきである。

新しい産業の構築にあっては、福島イノベーション・コースト構想等の実現を担う人材を育成する教育を進めるとともに、若年者へ構想を周知し、安定した雇用を確保する必要がある。さらに、再エネ社会の構築や水素社会実現に向けた取組もあわせて行う必要がある。

以上により、本県の避難地域の復興・創生がより一層進展するよう、次のとおり提言する。

◎ 帰還困難区域の復興・再生等について

帰還困難区域にあつては、帰還できる安全・安心な環境づくりが不可欠である。このため、長い年月を要しても、除染を行い、将来的に帰還困難区域を全て解除するとの方針を履行するように国に引き続き強く求めるべきである。

特に、特定復興再生拠点区域における国直轄除染については、除染実施範囲の拡大要望などの町村の意向に十分に配慮し、柔軟に対応するように引き続き国に求めるべきである。

また、帰還困難区域の除染については、各町村の置かれた現状を踏まえ、国において、今後の避難指示解除に向けた在り方、仕組みづくりを早急に明確にすべきであり、今後の避難指示の解除に向け、国による線量の低減措置等環境整備を強く求めるべきである。

避難地域の復興・創生のためには、特定復興再生拠点区域内の生活環境を整備し、避難解除のための条件整備をしっかりと進める必要がある。

特定復興再生拠点区域外については、拠点区域外の住民の帰還に関する意向を把握した上で、帰還意向を示した方の帰還に必要な箇所を除染し、避難指示を解除する方針が政府において決定され、一定程度の方向性が示されたものの、現時点で帰還を希望しない住民の方の帰還に向けても同様に除染や生活環境の整備が望まれるところである。今後、国・県・市町村が十分に連携しながら、除染や生活環境の整備等、施策の具体化を行うなど、早期の帰還が実現するよう避難指示解除の取組を進めるべきである。さらに、住民からは、原発事故から10年が経過し、手つかずの家屋解体を求める声も多くあることから、残された土地・家屋等の扱いや市町村の個別課題などについても地元自治体と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえた復興・再生を進めるべきである。

特定復興再生拠点区域外の地域の復興・再生を進めていくためには、除染はもとより産業の復興とその環境整備も重要な課題である。営農再開のためには、農用地の復活と鳥獣害対策の促進をしていく必要がある。このため、必要な予算の確保と技術支援、マンパワーの確保を国に求めていくべきである。

さらに、高齢者を含めた福祉面や子どもたちの生活のための生活環境整備が重要である。また、身近な医療や買い物ができる環境を充実させていくことが重要である。地域に戻ってきた住民と新たな魅力を求めてきた住民が、生き生きと暮らせる地域づくりを進めていくために、国に対し総合的な政策の推進を強く求めるべきである。

① 原発事故収束及び環境回復対策について

ア 廃炉・汚染水・ALPS処理水対策の推進

- (ア) 廃炉が工程通り進展し、浜通りの真の復興につながるということが重要である。真の復興には廃炉の完遂が必要であり、被災地が豊かで生活しやすい生活基盤を築くべきである。
- (イ) 本年2月の地震を契機に東京電力の不適切な管理が明らかになっており、県の監視については、その結果を広く県民に伝えるべきである。
- (ウ) 廃炉作業においては県が行う立入調査の結果を含め廃炉の取組に関する情報を県民に幅広く、わかりやすく広報するべきである。
- (エ) 廃炉作業においては、作業の安全確保が重要であり、作業内容についても作業員の安全についても注視していくべきである。
- (オ) 廃炉作業に従事する人員は相当数おり、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じつつ、万一感染が発生しても、廃炉作業に滞りが生じないような対策の指導を行うべきである。
- (カ) ALPS処理水の現状がどのような状態なのか、また、二次処理によりトリチウム以外の放射性物質がどのようなになるのか具体的な情報を県民に広報するよう国に強く求めるべきである。
- (キ) 国はALPS処理水の海洋放出を決定したが、県民や各団体の様々な意見をきちんと伝えるとともに、安全性については、国がもっと熟度を増した形で説明を行い、様々な理解を求める必要がある。

イ 除染等の推進

- (ア) 森林環境モニタリング結果により、広葉樹萌芽枝にも若干放射性セシウムが残っている現状を踏まえ、放射性物質の動態等に留意しつつ、広葉樹林の再生に向けた取組を進めるべきである。
- (イ) 除去土壌等の貯蔵は安全な保管管理がされているかしっかり確認するべきである。
- (ウ) 国による監督指導で除染業務や廃炉作業での労働安全衛生法令等の違反が公表されており、国と連携して法令等の遵守状況をしっかり確認するべきである。

ウ 廃棄物等の処理

- (ア) 国は、8,000 Bq/kg以下の除去土壌について再生利用を行う取組を進めているが、県としては国が法律の規定どおり30年以内に県外で最終処分するとの認識であるので、再生利用にかかわらず確実に実行されるように引き続き国に働きかけるべきである。
- (イ) 除去土壌の県外最終処分に向け、減容化を進めるとともに、再生利用にかかる国民理解の醸成を国が着実に進めるよう働きかけを行うべきである。
- (ウ) 除去土壌の県外最終処分に関しては、県も情報発信を今後行っていくことが求められる。

② 風評払拭対策について

ア 風評払拭・風化対策の推進

- (ア) 風評対策は世論調査等外部の客観的な結果も踏まえ現在行っている事業を検証し、次の事業の戦略を検討するべきである。
- (イ) 地震、津波、原発事故という複合災害を受けた福島ならではの現状、課題を県民の声を含めて盛り込むことが、風化させない意味で重要である。
- (ウ) 本県以外の地域の人に福島県の現状や取組について、実際に携わっている生産者等が直接伝える事業は重要であり、引き続き県外への正しい情報の発信を地道に継続するべきである。
- (エ) 海外に向けた農林水産物の販売促進や輸入規制緩和の働きかけは、ターゲットを絞って行うべきである。
- (オ) 農林水産物は、依然として他県産と比較すると震災前の価格水準まで回復していない品目が多い。安全・安心な農産物を提供するとの意味で、自主検査に対しても引き続き支援すべきである。
- (カ) 元来、本県水産物の評価は高く、首都圏での常磐ものフェアでも評判がよかった。水産業の回復が浜通りの復興にとっては重要であり、様々な形での漁業者への支援を継続すべきである。
- (キ) 東日本大震災・原子力災害伝承館の整備・運営については、東日本大震災と原発事故をしっかりと後世に伝えていくため、本県あるいは被災地域としての思いをきちんと来館者に伝えられるような内容にリニューアルを重ねていくことが必要である。
- (ク) 東京オリンピック・パラリンピックは復興五輪として位置づけられたものであり、今後も風評払拭に活用すべきである。

③ 復興・創生の推進等について

ア 避難者の生活再建・帰還環境の整備

- (ア) 避難者の高齢化が進んでおり、コミュニティ交流員等を活用し、避難元自治体と連携して避難者を支援する取組は、県内外を問わず重要であり、避難者の目線に立ったきめ細かな支援が必要である。
- (イ) 避難者へのふるさとの復興状況を伝える取組はふるさととの絆をつなぐ意味で重要であり、避難者の意見を取り入れながら、継続していくべきである。
- (ウ) 帰還困難区域の除染については、各町村においても状況や取組の実情が異なっている。それらの現状を踏まえ、国において、今後の避難指示解除に向けた在り方、仕組みづくりを早急に明確にすべきである。
- (エ) 帰還困難区域では、高齢者を含めた福祉面や子どもたちの生活環境整備が重要である。また、身近な医療施設、教育施設や商業施設等を充実させていくことが求められる。
- (オ) 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外については、一日でも早く帰還が実現するよう、速やかに住民の帰還に関する意向を確認し、除染を開始するべきである。また、住民が帰還するために必要な生活環境の整備を地元自治体、国と連携して進めるとともに、残された課題を解決するよう国に求めるべきである。
- (カ) 避難地域の復興・創生のためには、特定復興再生拠点区域を整備し、避難解除のための条件整備を進めるとともに、特定復興再生拠点区域外もしっかり再生されるべきである。

イ 事業者・農林漁業者の再建

- (ア) 震災から10年が経過し、事業再開や営農再開のためにこれまで行ってきた施策を点検し、必要とされない事業は終了し、新たに必要な事業を検討すべきである。
- (イ) 福島イノベーション・コースト構想の周知と推進を強化していくとともに、被災事業者、市町村、商工会等の要望を調査し、地元産業再開の方策も検討すべきである。
- (ウ) 商業の再開のためには、まず、地元の消費者を増やし需要の喚起を図る施策が必要である。
- (エ) 除染後の農地の速やかな営農再開に向けて、農業施設や道路等の整備を集中的に行うべきである。
- (オ) 有害鳥獣の対策については、生活環境部と農林水産部で取組を行っているが、全国的な課題であるため、今後も予算が不足することのないよう国に拡充を求めるべきである。
- (カ) 営農再開へ向けた補助を希望する農業者には、可能な限り手続きの簡素化を図り、交付が迅速になされるよう工夫が必要である。
- (キ) スマート農業等のマンパワー不足を補う技術を積極的に取り入れて営農再開を進めるべきである。
- (ク) 水産業の施設整備については、漁業者の利便性に一層配慮した総合的な施設整備を進めるべきである。
- (ケ) 水産業においては、本県がこの10年で蓄積してきた様々なデータを研究者や専門家の協力を得て分析し、再生に向けた対策を講ずるべきである。

ウ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成

- (ア) 福島イノベーション・コースト構想は、浜通り地域等のみならず、福島県全体の人口減少や過疎化等地域の課題解決のために重要な施策である。今後、県全体に展開し、本県の産業振興と「復興・創生」につなげるべきである。
- (イ) 福島イノベーション・コースト構想の産業分野の中で廃炉関連産業のように新しい産業分野の中でも地元企業が比較的取り組みやすい分野には参入のための支援を重点的に行うべきである。
- (ウ) 福島イノベーション・コースト構想の産業分野の中でも航空宇宙関連分野のように進めていく具体像が見えにくい分野についても地元企業が参画しやすいように構想の周知を行うべきである。
- (エ) 福島イノベーション・コースト構想においては、更なるCO₂排出量の低減などの技術革新に貢献するとともに、地域の雇用創出につなげるのが重要である。
- (オ) 再生可能エネルギーの普及拡大には、地域と共生する一般家庭向けの太陽光発電設備の導入の取組が重要であり、引き続き支援を行うべきである。
- (カ) (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構と連携して産業集積を図る上では、現地での雇用を確保することが重要である。高等教育機関や企業等と連携して福島イノベーション・コースト構想とその魅力を周知していくべきである。

エ 第2期復興・創生期間以降の施策

- (ア) 復興庁の設置期限は延長されたが、本県の復興・創生にはそれよりも長い期間を要するので、国が引き続き本県の復興を自ら進めていく体制を求めていくべきである。
- (イ) 震災後10年を経て、自治体により復興の状況は多様である。事業に関しては、自治体や現場の状況によって、柔軟に進めていく必要がある、さらに住民の考え方も是非反映させるべきである。また、マンパワーについても、支援を進めていくべきである。
- (ウ) 同じ自治体内でも避難指示区域等の違いにより、復興の進展状況は様々であり、きめ細かに共有し、協働して進めるという観点が、今求められてきている。生活の拠点が移っている避難者もいるが、戻りたいと思ってもらえる魅力のある地域を再生していくことが、課題であり目標にすべきである。
- (エ) 被災県の強みを活かした県づくりは欠かせないものであり、本県に生まれたことを誇りに持てる環境づくりが必要である。
- (オ) 復興のためには、地域や行政が一体となり、社会づくりを行っていくことが重要である。
- (カ) 復興を加速化させることは重要であるが、国内外からのこれまでの支援に感謝しつつ、災害対策を含め震災以降、本県が培ってきた手法や教訓を発信し、全国や世界に貢献することが本県の使命である。

IV おわりに

本委員会では、付託された事件「避難地域復興・創生等対策について」に向けた施策を強化するため、県内調査や2回にわたる参考人招致を含め、活発な調査活動に取り組んできた。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から10年以上が経過し、令和2年3月4日をもって全町避難を続けていた双葉町の避難指示解除準備区域等が一部解除され、東日本大震災・原子力災害伝承館が開館するなどインフラ整備も進み、本県は復興に向けて着実にその歩みを進めている。

その一方で、今もなお避難指示が継続している地域があり、県内外で3万人を超える県民が避難生活を続けるなど複合災害である大震災の影響はいまだに大きい。そのうえ、台風や地震などの自然災害の発生に加え、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大等により、本県の復興までの道のりは長く険しいものとなっており、中長期的な対策が必要である。

このため、廃炉・汚染水・ALPS処理水対策や除染等を進めて原発事故の収束と避難地域の環境回復を促進するとともに、本県の取組を積極的に情報発信することで風評払拭を図ることが重要である。

また、教育、保健、医療、福祉及び産業にわたる総合的な政策をよりきめ細かに展開することが、避難者の生活再建、避難地域の産業の再生、円滑な帰還の促進などの避難地域の創生に直結するものであり、積極的な施策が必要不可欠である。

避難地域が再生し、心が安らぐ豊かなふるさとの創生を実現することが県民の願いであり、今後、改めて県民一丸となり、世界に誇るふくしまの創造を目指していかねばならない。

この報告をもって本委員会の調査は終了するが、避難地域復興・創生等対策は、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を踏まえ、この報告の具体化のために積極的に対応されるよう要請する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大のため、多くの事業が延期あるいは変更を余儀なくされているが、可能な限りの感染防止対策の実施やオンラインの活用等により、工夫を重ねて事業展開を図っている県当局にはその御労苦に敬意を表したい。

最後に、本委員会の調査に当たり協力をいただいた県内の地方自治体及び国の機関、企業等の皆様をはじめ、広範な調査事項に対応いただいた県当局の皆様へ深く感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。

避難地域復興・創生等対策特別委員会 委員名簿

(令和元年12月25日～令和3年10月5日)

委員 長	吉 田 栄 光 (注1)
委員 長	青 木 稔 (注2)
副 委 員 長	橋 本 徹
副 委 員 長	江 花 圭 司
委 員	瓜 生 信 一 郎
委員 (理事)	神 山 悦 子
委 員	亀 岡 義 尚 (注3)
委 員	長 尾 卜 子 (注4)
委 員	高 野 光 二
委 員	遊 佐 久 男 (注5)
委 員	先 崎 温 容
委員 (理事)	渡 部 優 生
委 員	伊 藤 達 也
委 員	佐 藤 郁 雄
委 員	渡 辺 康 平

(注1) 吉田栄光委員長は令和2年12月17日就任

(注2) 青木稔委員長は令和2年12月17日退任

(注3) 亀岡義尚委員は令和2年12月10日就任

(注4) 長尾卜子委員は令和2年12月17日就任

(注5) 遊佐久男委員は令和2年12月10日退任

(※) 掲載順は委員長、第一・第二副委員長、委員 (期別議席番号降順)

避難地域等復興・創生対策特別委員会 調査事項

【付議事件】	【調査事項】	【調査内容】
1 避難地域復興・創生等対策について	(1) 原発事故収束及び環境回復対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 廃炉・汚染水・ALPS 処理水対策の推進 ② 除染等の推進 ③ 廃棄物等の処理
	(2) 風評払拭対策について	<ul style="list-style-type: none"> ① 風評払拭・風化対策の推進
	(3) 復興・創生の推進等について	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難者の生活再建・帰還環境の整備 ② 事業者・農林漁業者の再建 ③ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成 ④ 第2期復興・創生期間以降の施策
2 上記1に関連する事項		

避難地域復興・創生等対策特別委員会 調査経過

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
1	12月定例会	令和元. 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の設置 ・付議事件について ・設置期間について ・理事会の設置について 	企画調整部 避難地域復興局
2	2月定例会	令和2. 3. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項について ・調査計画について ・付議事件の概要について (執行部説明) 	危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 商工労働部 観光交流局 農林水産部
3	6月定例会	令和2. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項及び調査計画の変更について ・調査事項 (執行部説明) 付議事件1 避難地域復興・創生等 対策について (1) 原発事故収束及び環境回復対策 について これまでの取組と現状等 主要事業等について 	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部
4	9月定例会	令和2. 10. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項 (執行部説明) 付議事件1 避難地域復興・創生等 対策について (2) 風評払拭対策について これまでの取組と現状等 主要事業等について 	総務部 企画調整部 文化スポーツ局 生活環境部 保健福祉部 観光交流局 農林水産部 土木部

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
5	会期外	令和2.11.9 ～11.11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内調査 ① 東日本大震災・原子力災害伝承館 ② 道の駅なみえ ③ 株式会社 飯崎生産組合（相双農林事務所） ④ 東京電力福島第一原子力発電所 ⑤ 東京電力福島第二原子力発電所 ⑥ 中間貯蔵施設 ⑦ 広野IGCCパワー合同会社 	
6	12月定例会	令和2.12.15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査計画の変更について ・ 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生等対策について (3) 復興・創生の推進等について ① 避難者の生活再建・帰還環境の整備 ② 事業者・農林漁業者の再建 これまでの取組と現状等 主要事業等について 	総務部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 商工労働部 農林水産部 土木部 病院局 教育庁
7	2月定例会	令和3.3.16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人招致 ・ 調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生等対策について (3) 復興・創生の推進等について 主要事業等の進捗状況について ③ 福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業振興と人材育成 ④ 第2期復興・創生期間以降の施策 これまでの取組と現状等 主要事業等について 	企画調整部 避難地域復興局 生活環境部 保健福祉部 商工労働部 農林水産部 教育庁

回数	会期別	年月日	主な調査内容	出席部局
8	会期外	令和3.6.16	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項及び調査計画の変更について ・調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生等 対策について (1) 原発事故収束及び環境回復対策 について (2) 風評払拭対策について 主要事業等の成果について 	総務部 危機管理部 企画調整部 文化スポーツ局 生活環境部 保健福祉部 観光交流局 農林水産部 土木部
9	6月定例会	令和3.7.5	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人招致 ・調査事項（執行部説明） 付議事件1 避難地域復興・創生等 対策について (3) 復興・創生の推進等について 主要事業等の成果について ・総括審議 	総務部 危機管理部 企画調整部 避難地域復興局 文化スポーツ局 生活環境部 保健福祉部 商工労働部 観光交流局 農林水産部 土木部 病院局 教育庁
10	会期外	令和3.9.7	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書審議 	
11	9月定例会	令和3.10.5	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会調査終結 ・調査報告書取りまとめ 	企画調整部 避難地域復興局